

経 済 労 働 委 員 会 記 録
< 第 1 号 >

平成24年第3回沖縄県議会（6月定例会閉会中）

平成24年8月31日（金曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 1 号>

開会の日時

年月日 平成24年 8 月 31 日 金曜日
開 会 午前 9 時 32 分
散 会 午前 9 時 46 分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 尖閣諸島海域への領海侵犯及び魚釣島への不法上陸に関する意見書について

出 席 委 員

委 員 長	上 原	章 君
副 委 員 長	砂 川 利 勝 君	
委 員	座喜味 一 幸 君	
委 員	翁 長 政 俊 君	
委 員	新 垣 哲 司 君	
委 員	仲 村 未 央 さん	
委 員	崎 山 嗣 幸 君	
委 員	玉 城 満 君	
委 員	瑞慶覧 功 君	
委 員	玉 城 ノブ子 さん	
委 員	儀 間 光 秀 君	
委 員	喜 納 昌 春 君	

委員外議員 なし

欠席委員

なし

○上原章委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

本委員会所管事務調査事項国内外の交流についてに係る尖閣諸島海域への領海侵犯及び魚釣島への不法上陸に関する意見書についてを議題といたします。

尖閣諸島海域への領海侵犯及び魚釣島への不法上陸に関する意見書についてを議員提出議案として提出するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書の提出について協議した結果、意見書を提出することで意見の一致を見た。)

○上原章委員長 再開いたします。

意見書を提出するという事で調整されましたので、お手元に配付してあります意見書の文案の内容を含め、提案の方法等について御協議をお願いいたします。

(意見書の文案及び提案の方法等について協議した結果、案のとおりとすることで意見の一致を見た。)

○上原章委員長 本意見書の趣旨の変更を伴わない、字句の修正等については委員長に一任する。以上のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

議員提出議案としての尖閣諸島海域への領海侵犯及び魚釣島への不法上陸に関する意見書については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上原章委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、翁長政俊委員からこの種の政治的判断を要する意見書については、議会運営委員会において議員提案で審査する必要があると考えるが、経済労働委員会に付された理由について質疑があり、これに対し嘉陽安昭県議会事務局長から、県議会における意見書等は、すべて政治的なものであり、昭和50年当時の議会運営委員会決定事項—すなわち議会運営委員会では、議事日程等を協議し、委員会では実質的な内容を審査する—に基づいて対応している旨の答弁があった。引き続き、休憩中に事務局が県内視察日程案を配付し、委員長から今後、当視察を予定したい旨説明があった。)

○上原章委員長 再開いたします。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 上 原 章